

第23回参議院議員選挙・立候補予定者に対する 学童保育政策公開アンケート回答



埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854さいたま市大宮区桜木町4-147-1 藤本ビル3階

TEL048(644)1571 FAX048(644)1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ e-mail:gakudoust@yahoo.co.jp

* 学童保育（放課後児童クラブ）政策についてのアンケート質問項目

参議院選挙候補者と政党への 公開アンケートに 7月11日時点で 3政党と2氏から回答が届きました 投票の参考にしてください

埼玉県学童保育連絡協議会では、7月21日投票の参議院議員選挙にあたり、比例区に候補者を選出している政党及び、埼玉選挙区の候補者に対して、学童保育に関する問題について公開アンケートを実施しました。

立候補者は、7月5日時点で
■ 比例代表 11つの政党
■ 選挙区 8人

7月5日〆切（6月28日に郵送）として、11日までに比例区で3つの政党と埼玉選挙区で2氏より回答が寄せられました。

これらを参考にしていただき、今回の選挙に積極的にご参加下さるようお願いします。

現在、未着の政党・候補者に対して催促をしています。12日以降に届いたものについては追って、お知らせします。

※掲載の順番は、ご回答の到着順とさせていただきました。

質問1 学童保育に関する政策・マニュフェストについて
貴党ないし貴職の学童保育（放課後児童クラブ）に関する政策・マニュフェストや考え方を教えてください。

質問2 学童保育指導員の仕事・専門性、指導員の待遇の改善について

学童保育指導員は、留守家庭の子どもたちの生活を守ることを通して、その親の就労を保障する役割を担っています。

子どもたち（1～3年生平均）が学童保育で過ごす時間は、夏休みなどを含めて年間1,681時間（※学校で過ごす時間は1,221時間）となっています。指導員は、保育準備その他も含めて年間2,000時間に及ぶ勤務をしています。しかし実態として、平均で3年で半数の指導員が入れ替わっています。この背景には、国・自治体の制度・施策、公費の不充分さがあります。

「子ども・子育て支援新制度」では、「放課後児童健全育成事業（学童保育）に従事する者の待遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる」としています（子ども・子育て支援法附則第2条第3項）。また、新制度の議論の過程で政府事務局は、「非常勤職員（指導員）の常勤化することが考えられる」「年収450万円」という案を提示しました。

指導員は、子どもの命を守り安心・安全な放課後の生活を保障しています。

学童保育指導員の仕事・専門性、指導員の待遇の改善についてどのようにすべきだと考えますか？

質問3 国が年度内に策定する予定の基準（指導員の資格、配置基準等）について

「改正児童福祉法」は、学童保育について、指導員の資格、配置基準等について国が基準をつくると明記し、厚生労働省は

年度内に基準の内容について結論を得るとしています。

指導員の資格は、現在、国では「児童の遊びを指導する者（児童館等の仕事に携わる職）の資格を有することが望ましい」と規定しています。「児童の遊びを指導する者の資格」とは、現役指導員を2ヶ年経験していれば付与されるという資格としてはおそらくまつなものです。指導員は、留守家庭の児童の保育という点で保育士と近似した職種です。私たちは、保育士資格を要求しています。

また、指導員の配置基準については現在、国には規定がありません。埼玉県は児童19人までに指導員2人以上、20人以上で3人以上と規定しています（「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」）。児童養護施設は、「少年おおむね5.5人につき1人以上とする」としています。

現在は不充分と言える状態の指導員の資格や配置基準についてどのようにすべきだと考えますか？

質問4 学童保育と指定管理者制度について

指定管理者制度は、「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」（総務省）です。学童保育事業など福祉事業は、その運営の大半は職員の人事費であり、経費縮減は児童の待遇低下に直結します。また、学童保育事業の対象としている子どもは民間（父母会運営等）では6年生までを対象しており、3年間や5年間などの期限を切って再公募を行う同制度の仕組みとは初めからなじみません。指定管理者制度は、学童保育等の福祉事業にはなじまない、相容れない制度であるとの指摘がありますが、この指摘へのご意見も含め、指定管理者制度についての貴職のお考えを教えてください。

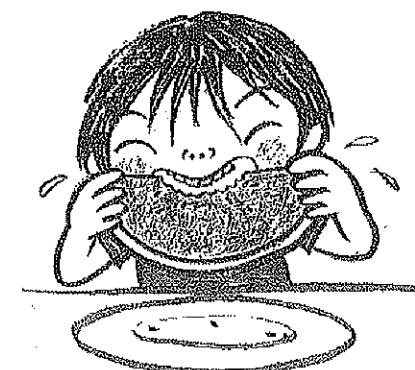
質問5 保育所や学童保育の拡充を進める手法について

6月5日、安倍首相が「アベノミクス」の「第3の矢＝成長戦略」を発表。その1つに「保育所

の待機児童ゼロ、5年間で保育所定数を40万人増」が掲げされました。

働く親たちにとって保育所入所は切実な問題であり、保育所の量的な拡大は歓迎するところです。ただ、量的な拡大のために、定員拡大や面積基準等の規制緩和を進めること、営利企業の参入に頼る手法がとられるなど、質の確保という点で懸念するところもあります。

保育所や学童保育において、必要とされる量的な整備を、質の確保をしつつどのように進めることができますか？



川上やすまさ（社会民主党）

質問 1

「子どもの権利基本法」を制定し、保育所と同様に学童保育所を大幅に増設し、待機児童の解消に取り組みます。

質問 2

学童保育は就学児を持つ親が働きながら安心して子育てするために不可欠です。そのためには、安心して委ねられることができる施設、指導員もまた不可欠です。指導員のボランティア精神にのみに頼ることなく地位、待遇の安定化が必要です。そのために常勤化と給与の改善を進めます。

質問 2

「子どもの笑顔に救われる」とか「わが子が学童でお世話になったから」というボランティア精神だけで、それに甘えることは避けなければなりません。指導員の資格は性格上、当然保育士資格とする必要があります。配置基準は学童の多くは低学年であることから保育所基準に準ずるものでなければなりません。

質問 4

学童保育は福祉事業であることから、本来民間委託は好ましくありません。指定管理者は最低でも福祉系NPO法人までが限界で、営利を目的として株式会社などの指定はすべきではありません。

質問 5

最近、保育所の「待機児童ゼロ」を実現したとして横浜市が注目されていますが、「数」だけが話題となり、「質」については余りふれられていません。質問4でも回答しましたが、安い規制緩和で営利のみを目的とする企業の参加は好ましくありません。保育所は時間と費用がかかっても認可保育所を増やしていくことです。学童についても空教室や公共の余裕施設を活用するべきです。質と量の両方を求めます。



2013年7月5日

参院選埼玉選挙区候補
伊藤 岳（日本共産党）

学童保育政策についてのアンケートへの回答

貴会より寄せられました「学童保育（放課後児童クラブ）政策についてのアンケート」に以下のとおり回答致します。

質問1 学童保育に関する政策・マニフェストについて

（回答）

私の3人の子どもも学童保育のお世話になり、3人ともゲームに走らず、外で遊び回る子どもに育ちました。私自身も学童クラブの会長を務め、学童保育の運営に携わり、夏のキャンプなど楽しい思い出がいっぱいです。共働き世帯やひとり親家庭が増えるなかで、子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせる学童保育の拡充はいっそう切実な願いとなっています。学童保育数は、この10年で全国で1.5倍増し、2万846カ所になり、85万人近く児童が利用しています。しかし、なお「潜在的な待機児童」が約50万人と推測されており、必要な数に遠く及びません。

公的責任で学童保育を抜本的に拡充します。国の学童保育予算を大幅に増やし、学童保育の増設、大規模化の解消、施設・設備の改善、指導員の正規化・労働条件の改善、複数配置、利用料の軽減などをすすめます。「子ども・子育て新制度」にともなう2012年の児童福祉法の改定で、市町村は国の基準に基づいて設置運営基準を条例で定めることになりました。一步前進ですが、従るべき基準とされたのは指導員の配置基準のみで、面積基準などは参考基準です。専任で常勤の指導員の複数以上の配置をはかるとともに、面積基準の確立をすすめ、地域格差の改善をすすめます。営利企業の参入促進は反対です。

また、すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」などを拡充します。

質問2 学童保育指導員の仕事・専門性、指導員の待遇の改善について

（回答）

学童保育クラブの運営を通して、指導員のみなさんには大変感謝しております。しかし、待遇面では、その専門性にふさわしい評価されているとは思えません。県内の学童保育で働く民間学童保育の指導員の初任給は200万円程度で、経験年数も3年未満が過半数を占めるように非正規が多く、不安定で働き続けられない劣悪な条件におかれています。

共産党は2010年2月の衆議院予算委員会で「指導員の役割」についてただし、厚生労働大臣から「非常に専門的知識も必要な、大変な仕事」との答弁を引き出しています。市の段階で指導員の仕事や専門性についての認識が深まることは、今後の学童保育施策を前進させるうえで貴重な成果ではないかと考えております。

指導員の専門性を適正に評価し、専任・常勤化、複数配置と労働条件の改善、研修の充実をはかる必要があり、私も学童保育運動に携わった者として、指導員の待遇改善のために全力を擧げる決意です。

質問3 国が年度内に策定する予定の基準（指導員の資格、配置基準等）について

（回答）

「子ども・子育て新制度」にともなう2012年の児童福祉法の改定で、市町村が国の基準に基づいて設置運営基準を条例で定めることになったことは、一步前進ですが、従るべき基準とされたのは指導員の配置基準のみで、面積基準などは参考基準です。専任で常勤の指導員の複数以上の配置をはかるとともに、面積基準を確立し、地域格差の改善をすすめまいります。営利企業の参入促進には断固反対です。

質問4 学童保育と指定管理者制度について

（回答）

学童保育に限らず福祉部門を営利企業に管理・運営を全面的にゆだねることは、国民の権利保障という福祉行政本来の役割を形骸化させ、国民の福祉と生活の後退・劣化を招く危険性が強いこと、そこで働く民間労働者の身分保障や労働条件の不安定化を促進するなどの問題点があると考えます。私は、指定管理者制度は学童保育のような福祉施策にはふさわしくないと考えています。

質問5 保育所や学童保育の拡充を進める手法について

（回答）

安倍首相は、「成長戦略」の1つとして「保育所の待機児童ゼロ」を掲げ、向こう5年間で40万人の受け皿を増やすと発表しました。そのために、「横浜方式」を全国展開すると述べました。

「横浜方式」とは、①580ヶ所のうち4分の1が株式会社を活用し、定員拡大や面積基準の引き下げによる詰め込みなど、子どもの人権や生活をないがしろにするものです。

国は、「子ども・子育て新制度」の名の下で、保育所について、①現在の市町村が責任を持って入所を行う方式から、保護者が保育所と直接契約をする方式にし、②株式会社でも参入でことをねらっていますが、「横浜方式」こそ、「子ども・子育て新制度」の先駆けと言えます。

一方、元々制度が不充分であった学童保育については、今回の「新制度」によって、①対象学年が延長される、②指導員の資格や配置基準、施設・設備等について国が基準を決めるなど、改善の可能性も含んでいます。

私は、保育所と学童保育について、①公的責任において実施すること、②労働者（保育士と指導員）の雇用をきちんと保障し、保育の質を担保することが重要だと考えています。

以上

2013年7月5日

日本共産党埼玉県委員会

委員長 小松崎久仁夫

学童保育政策についてのアンケートへの回答

貴会より寄せられました「学童保育（放課後児童クラブ）政策についてのアンケート」に以下のとおり回答致します。

質問1 学童保育に関する政策・マニュフェストについて

（回答）

共働き世帯やひとり親家庭が増えており、子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせる学童保育の拡充はいっそう切実な願いとなっています。学童保育数は、この10年で1.5倍加し、2万846カ所になり、85万人近く児童が利用しています。しかし、なお「潜在的な待機児童」が約50万人と推測されており、必要数に遠く及んでいません。

公的責任で学童保育を抜本的に拡充します。国の学童保育予算を大幅に増やし、学童保育の増設、定員拡大や面積基準の引き下げによる詰め込みをするなど、子どもの人権や生活をないがしろにするものではありません。「子ども・子育て新制度」にともなう2012年の児童福祉法の改定で、市町村は国に基づいて設置運営基準を条例で定めることになりました。一歩前進ですが、従るべき基準とされたのは指導員の配置基準のみで、面積基準などは参酌基準です。専任で常勤の指導員の複数以上の配置をはかるとともに、面積基準の確立をすすめ、地域格差の改善をすすめます。営利企業の参入促進は反対です。

すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」などを拡充します。

質問2 学童保育指導員の仕事・専門性、指導員の処遇の改善について

（回答）

2010年2月の衆議院予算委員会において日本共産党は指導員の役割についてただし、厚生労働大臣から「非常に専門的知識も必要な、大変な仕事」との答弁を引き出しました。市の段階で指導員の仕事や専門性についての認識が生まれてきたものと歓迎します。

しかし、県内の学童保育で働く民間学童保育の指導員の初任給は200万円程度で、経験年数も3年未満が過半数を占めるように、非正規が多く、不安定で働き続けられない劣悪な条件に置かれています。指導員の専門性を適正に評価し、専任・常勤化、複数配置と労働条件の改善、研修の充実をはかる必要があると考えます。

質問3 国が年度内に策定する予定の基準（指導員の資格、配置基準等）について

（回答）

「子ども・子育て新制度」にともなう2012年の児童福祉法の改定で、市町村が国に基づいて設置運営基準を条例で定めることになったことは、一歩前進ですが、従るべき基準とされたのは指導員の配置基準のみで、面積基準などは参酌基準です。専任で常勤の指導員の複数以上の配置を図るとともに、面積基準を確立し、地域格差の改善をすすめます。営利企業の参入促進には反対です。

ともに、面積基準を確立し、地域格差の改善をすすめます。営利企業の参入促進には反対です。

質問4 学童保育と指定管理者制度について

（回答）

学童保育に限らず福祉部門を営利企業に管理・運営を全面的にゆだねることは、国民の権利保障という福祉行政本来の役割を形骸化させ、国民の福祉と生活の後退・劣化を招く危険性が強いこと、そこで働く民間労働者の身分保障や労働条件の不安定化を促進するなどの問題点があると考えます。日本共産党は、指定管理者制度は学童保育のような福祉施策に対してはふさわしくないと考えます。

質問5 保育所や学童保育の拡充を進める手法について

（回答）

安倍首相は、「成長戦略」の1つとして「保育所の待機児童ゼロ」を掲げ、向こう5年間で40万人の受け皿を増やすと発表しました。そのために、「横浜方式」を全国展開すると述べました。「横浜方式」とは、580ヶ所のうち4分の1が株式会社（※全国平均は2%）にあるように営利企業を活用し、定員拡大や面積基準の引き下げによる詰め込みをするなど、子どもの人権や生活をないがしろにするものです。

国は、「子ども・子育て新制度」の名の下で、保育所について、①現在の市町村が責任を持って入所を行なう方式から、保護者が保育所と直接契約をする方式にし、②株式会社も参入することをねらっています。「横浜方式」こそ、「子ども・子育て新制度」の先駆けと言えます。

一方、元々制度が不充分であった学童保育については、今回の「新制度」によって、①対象学年が延長される、②指導員の資格や配置基準、施設・設備等について国が基準を決めるなど、改善の可能性も含んだものです。

日本共産党は、保育所と学童保育について、①公的責任において実施すること、②労働者（保育士と指導員）の雇用をきちんと保障し、質を担保することを政策としています。

以上

日本維新の会 回答

質問1 学童保育に関する政策・マニュフェストについて

維新の会の考え方としては大きく2つの柱があります。1つめは「民間で出来る事は民間で」。そして2つめは「地域の事は地域で決める」。この2つの考え方を軸として、待機児童問題の抜本的解消のため学童保育を含めた児童保育の仕組み全体を再構築していく事が必要と考えます。児童の数や共働きの核家族家庭の割合、地域コミュニティの結びつきの強さなど各地域事情によって必要な保育の質と量には差があります。国が最低限の運営基準を定める事については反対するものではありませんが、運営方式や参入規制については市町村の裁量を優先すべきと考えます。

質問2 学童保育指導員の仕事・専門性、指導員の処遇の改善について

学童保育指導員に高い専門性と安定的な雇用の継続を求めるのであれば、受益と負担の関係（あるいは税の公平配分の観点）から、その費用についても今以上の保育料負担を保護者の皆さまにお願いする事になると考えます。その上で経済的な事情などによって保育料の負担が家計に占める割合の大きい世帯については、パウチャーモードなどによって使途を限定した上で公費による一定の負担額補助を直接、利用者側に対して図っていくことが考えられます。

質問3 国が年度内に策定する予定の基準（指導員の資格、配置基準等）について

先の回答に重複する部分ではありますが、各地域事情によって必要な保育の質と量には差があります。そして学童保育指導員に高い専門性と現在以上の人員の配置を求めるのであれば、受益と負担の関係（あるいは税の公平配分の観点）から、その費用についても今以上の保育料負担を保護者の皆さまにお願いする事になると考えます。学童保育の担い手として民間企業の参入規制の緩和や、コミュニティビジネス化の試みとして児童の健全育成に多くの経験を積んで来られた地域人材の登用など、各自治体において地域事情に即した運営方法および運営基準を策定し、環境改善に努めるべきと考えます。

質問4 学童保育と指定管理者制度について

事業の継続性の問題については、自治体が運営する現在の制度であっても、ご指摘の様に指導員の入れ替わりや制度変更などによって必ずしも事業・業務の継続性が確保されているとは言いがたい現状があります。「民間で出来る事は民間で」の考え方従って民間事業者による継続的な運営がなされるよう、行政として業者間のノウハウの継承などをサポートしていくべきと考えます。

人件費コストを抑える事が児童の処遇低下に直結するというご指摘については民間事業者

を公募する中で、ワークシェアリングや経験豊富なシルバー人材の活用など、労働市場における需要と供給のバランスを考慮する事によってコストを抑えつつ保育事業の質を堅持する方策を一つの例として、様々なアイデアによって保護者の保育料負担を圧迫しない低成本運営と保育の質の双方を確保していると判断される事業者に事業を委託していくべきという立場です。

質問5 保育所や学童保育の拡充を進める手法について

まずは民間企業や保育ママ事業等の参入規制を緩和して待機児童と言われる児童数分の入所枠を確保する事が先決と考えます。その上で、保護者の皆さまが各保育所や学童保育における保育の質を見極めて各保育所、学童保育を利用するかどうかの選択ができる状況を作り出す事が必要だと考えます。保育の質の向上については、必要な補助金を運営側ではなく利用者側に拠出することによって利用者から支持され、選ばれるための事業主間における健全な競争を引き出すとともに、一方では自治体が行政として児童の健全な保育のために必要と定める最低限の基準を策定し、各事業者を監督する事が必要と考えます。

学童保育（放課後児童クラブ）政策についてのアンケート 生活の党回答

質問1 学童保育に関する政策・マニフェストについて

人材こそが日本の最大の資源です。次の成長のために人材育成に積極的に投資するとともに、人が健やかに生き、個性や能力が發揮され、互いに支えあう公正な社会をつくります。

この「生活の党」の「理念」の下に「学童保育（放課後児童クラブ）」については、

1. 魅力ある「生活の拠点」そして「育ちの場」として、学童保育を必要とする誰でもが安心して利用できる施設にします。
2. 市町村の責任を明確にし、それを支える国の制度を確立するとともに、地域の実情に即した柔軟な指針を設けます。
3. 施設を必要な地域に適正規模で整備し、公的資格を持ち、待遇が保証された指導員を配置します。
4. 保護者の意見を施設運営に反映させるための参加と、情報提供を保障します。

質問2 学童保育指導員の仕事・専門性、指導員の待遇の改善について

学童指導員の約8割が非正規雇用であり、約7割が年収150万円未満であるとの現状から、離職率が高く、求められている男性の指導員も不足しています。常勤の指導員が安定して生活できる年収を得られる待遇が必要です。それにより保護者の安心、信頼関係も得られます。また、指導員の仕事は、子どもの健康管理・安全管理、生活の援助、集団生活の維持、家庭や学校との連携等、重要な責任を負っています。さらに資質、技量、経験が求められる職種であることから、公的資格制度とするにふさわしい専門性があります。

質問3 国年度内に策定する予定の基準（指導員の資格、配置基準等）について

資格について、民間資格の新設が相次いでおり、大学、専門学校等が企業型学童保育と連携して学生の資格取得を進めています。将来的に、一元化された公的資格制度創設が必要です。その際に保育士の有資格者等は、認定が簡略化される制度であるべきです。配置基準について、地域のニーズに応じた柔軟なものであることが望ましいですが、複数であること、安全管理の責任者を置くことは守られる必要があります。

質問4 学童保育指定管理者制度について

指定管理者導入により、学童保育サービスが向上した事例（帯広市）もありますが、一般的には良質な指定管理者を選定するプロセスには困難を伴います。導入により学童指導員が減員される等、保護者の信頼を失う事例も見聞されます。厳しい地方財政の現状で、効率的経営は必要ですが、学童と保護者の立場から最適な施設運営が求められる以上、指定管理者制度を導入するには慎重であるべきです。

質問5 保育所や学童保育の拡充を進める手法について

量的な拡大は、まず厚生労働省の専門委員会が今年度末までに結論を得るとする「基準」が、新規設置や規模拡大に資する内容のものであることが求められます。加えて厚生労働省と文部科学省が目的を共有して緊密に連携し、既存の保育施設や各級学校施設を効率的に活用できれば、時間を要せず量的な拡大は実現できます。拙速・安易な定員拡大や面積基準の規制緩和は進められるべきではありません。特色ある私的企業は、基準が厳密に守られれば参入が許されるべきだと思います。